

中小企業の経営に関する年末特別相談窓口（夜間延長）の実施における 相談体制について

○ 公益財団法人 東京都中小企業振興公社において、年末特別相談窓口（夜間延長）を実施し、経営改善などの各種ご相談に以下のとおり対応致します。

①平成28年12月7日（木）、14日（木）、21日（木）、25日（月）～28日（木）

・開設時間：9：00～19：30

（注意1）受付時間は以下のとおりです。

【午前】9：00～11：30

【午後】13：00～16：30

【夜間】①17：30～18：30、②18：30～19：30（来所・予約制）

（注意2）相談時間は原則、1時間。

（注意3）夜間相談は来所・予約制です。（最終受付時間は、終了時間の1時間前です。）

予約電話（03-3251-7881）

- ・対象者：東京都内に所在する中小企業または個人事業主
- ・相談方法：来所相談もしくは電話相談（03-3251-7881）
- ・来所相談：東京都産業労働局秋葉原庁舎5階 総合支援課内（千代田区神田佐久間町1-9）
— JR線・つくばエクスプレス・東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」徒歩3分

▽夜間特別相談窓口体制（年末強化月間）

	相談方法	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:00~16:30)	夜間<予約制> (①17:30~18:30) (②18:30~19:30)	相談会場
12月7日(木)	来所または 電話 (夜間相談 は来所の み)	通常通り		大野(昭)相談員 (中小企業診断士・ 不動産コンサルティングマスター)	通常通り (東京都産業労働局 秋葉原庁舎5階 総合支援課内)
12日(火)				岩岡相談員 (中小企業診断士・ ITコーディネータ)	
14日(木)				古谷相談員 (中小企業診断士)	
19日(火)				大野(昭)相談員 (中小企業診断士・ 不動産コンサルティングマスター)	
21日(木)				岩岡相談員 (中小企業診断士・ ITコーディネータ) 古谷相談員 (中小企業診断士) 石井相談員 (中小企業診断士)	

(注)相談員は変更になる場合がございます。変更につきましては、公社HPをご覧ください。

▽年末特別相談窓口体制(年末強化週間)

	相談方法	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:00~16:30)	夜間<予約制> (17:30~19:30)	相談会場
25日(月)	来所または 電話 (夜間相談は 来所のみ)	通常通り		園田相談員 (中小企業診断士)	通常通り (東京都産業労働局 秋葉原庁舎5階 総合支援課内)
26日(火)				岩岡相談員 (中小企業診断士・ ITコーディネータ)	
27日(水)				古谷相談員 (中小企業診断士)	
28日(木)				石井相談員 (中小企業診断士)	
				松井相談員 (中小企業診断士)	

(注)相談員は変更になる場合がございます。変更につきましては、公社HPをご覧ください。

【お問い合わせ先】

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課

T E L : 03-3251-7881